

常滑市教育振興 基 本 計 画

(令和4年度～令和 10 年度)

(案)



令和4年 12月
常滑市教育委員会

目 次

はじめに P. 1

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 P. 2
- 2 計画の位置付け P. 2
- 3 計画の期間 P. 3

第2章 常滑市が目指す教育

- 1 基本理念と目指す人間像 P. 4・5
- 2 基本理念を実現するための基本方針 P. 5・6
- 3 施策の実施にあたっての視点 P. 6～8

第3章 基本方針の展開

- 1 基本方針の体系 P. 9～11
- 2 基本方針の取組 P. 12～35
- 3 重点取組 P. 36～38

第4章 計画の推進にあたって

- 1 計画の進行管理 P. 39
- 2 関係部署や関係機関との連携 P. 39
- 3 最新の教育関連情報及び市民のニーズの収集と活用 P. 39

はじめに

1 常滑市教育振興基本計画とは

令和4年3月に、常滑市では市長と教育委員会がお互いの立場を尊重しながら、総合教育会議において熟議し、「第2次常滑市教育大綱」を策定しました。そして、第2次常滑市教育大綱の基本理念であります「ふるさと常滑を愛し よりよい社会と人生の創り手を育む」を具体化するため、教育委員会が策定し、個別の基本方針や施策を示したものが、「常滑市教育振興基本計画」です。

教育大綱と教育振興基本計画は、双方の整合性を図りながら、市長と教育委員会の権限や立場を明確にするとともに、教育大綱で示した基本理念・基本方針を、教育振興基本計画ではさらに具体的かつ体系的に示したものです。

そのため、この教育振興基本計画は、学校教育のことだけを示しているわけではありません。常滑市民の生涯にわたる教育の在り方や教育行政の喫緊の課題に対して教育委員会がどう考え、どう取り組んでいくかを市民の皆様にお示しし、市民の皆様とともに様々な課題を解決していくことを目指して、これから約7年間を展望した、常滑市の教育の目指すべき姿を具現化し策定したものです。

なお、この教育振興計画は教育基本法第17条第2項に基づいて策定したものであり、愛知県教育委員会が策定した「あいちの教育ビジョン2025」の基本理念「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現にせまる取組を参考にしています。

2 常滑市の人づくりについて

未来を担うのは子供たちです。そして、教育は自らの幸せな人生と常滑市の未来を創り出す原動力です。教育大綱の基本理念を実現するために、学校・家庭・地域が連携し、市全体で常滑市の子供を育み、常滑市らしい人づくりを進めていきます。

人間にとての教育の根幹は老若男女問わず生涯にわたって主体的に学び続けることであり、人が人として生き、誰もが住みやすい社会を創るためにも、市民一人一人が学ぶことの楽しさと豊かさを実感できる教育環境づくりに努力してまいります。

令和4年12月

常滑市教育委員会
教育長 土方 宗広

第1章 計画の策定にあたって

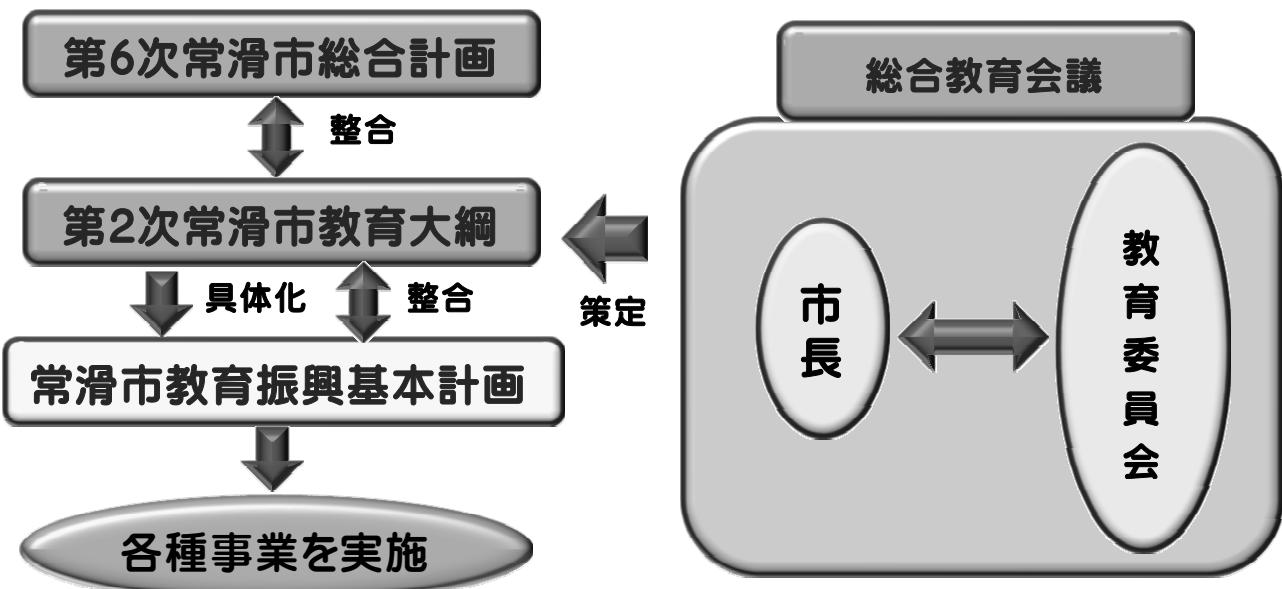
1 計画の趣旨

ここ数年、日本の社会情勢は少子高齢化の進行や人口減少、高度情報化や社会経済のグローバル化の進展などを受け、大きく変動を続けています。また、現在は新型コロナウイルス感染症拡大により、人間らしい生活が制限されるという事態に直面しています。さらに、教育を取り巻く環境に目を向ければ、子供の体力低下やいじめ・不登校の問題などの課題に加え、GIGAスクール構想による1人1台タブレット端末の配備に対応するための情報モラル教育、経済的な困難を抱える家庭の子供への対応など、新たな課題を踏まえた取組が求められています。今後も社会の動きは常に変化していくことが想定され、教育分野の課題やニーズに迅速かつ適切に対応していくためには、総合的な施策の展開が一層重要となっていきます。

そこで、学校や家庭、地域、行政が今後の教育行政の方向性を共有し、一体となって常滑市の目指す人づくりを推進していくためには新たな指針が必要と考え、「常滑市教育振興基本計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画であり、第6次常滑市総合計画を上位計画とし、各種計画と連携する教育分野の総合的な計画です。



3 計画の期間

この計画の期間は、第2次常滑市教育大綱や第6次常滑市総合計画に合わせて「令和4年度から令和10年度まで」の7年間とします。

また、社会情勢の変化や市の財政状況、学校現場の意見等を踏まえ、適宜、計画の見直しを図ります。

第2章 常滑市が目指す教育

1 基本理念と目指す人間像

基本理念

ふるさと常滑を愛し よりよい社会と人生の創り手を育む

■未来を担う子供たちを、ともに支え、育てる

現在を生きる子供たちは、急激な社会の変化や災害などの突発的な出来事などが起こる予測困難な未来を、たくましく生き抜かなければなりません。そのためには、一人一人がもっている資質・能力を向上させ、生きる力、自ら学ぶ力を身に付けるとともに、自分だけよければよいと考えたり、他者と比較して優劣を競ったりするのではなく、お互いを尊重し、支え合おうとする「三方よしの精神（自分よし・相手よし・みんなよし）」を身に付けてほしいと考えます。

教育委員会は「行政」だけでなく、子供たちを取り巻く「学校、家庭、地域」の三者とともに「子供たちのために、今必要な教育施策は何か」を親身に考え、ともに子供たちを支え、育てていくことができる体制をめざしていきます。

そして、いつか子供たちが成長して大人になった時、幼少期に過ごした常滑を大切な「ふるさと」と思ってもらえるような教育を推進していきます。

■生涯を通じて、誰もが学び合い、高め合うことができる「まち」を目指して

人生100年時代と言われている中、子供たちや彼らを見守り支援する大人たちが、よりよい人生を歩むためには、誰もが学びたいときに学び、活躍することができるような「まち」であることが必要不可欠です。

私たちは、「まちづくり」＝「人づくり」である事を念頭に置き、常滑に住む全ての人たちが、生涯にわたって学ぶことができ、その成果を発揮できるような教育環境の整備に力を尽くします。

基本理念で目指す人間像

- (1) 命を大切にする心、思いやる心、感謝する心、協調する心、感動する心、心
　　るさとを愛する心などを備えた人 【豊かな心】
- (2) 健康的で規則正しい生活習慣を身に付けた人 【健やかな体】
- (3) 自分自身で課題を見つけ、主体的又は協働的に探究し、学びを深めることで、
　　よりよく課題を解決する資質や能力を身に付けた人 【確かな学力】
- (4) 急激な社会の変化にも臆さず、いかなる状況でも自らの生き方を考えて行動す
　　ることができるような、社会的に自立するための資質や能力を身に付けた人
　　(主体性・創造性・実践性・柔軟性・社会性) 【未来に生きる力】

2 基本理念を実現するための基本方針

基本理念と目指す人間像の実現のため、本市における教育の方向性を示す9つの基本方針を定めています。

(1) 基本方針1

人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、いのちを尊び、心身ともにたくましく、心豊かに生きる道徳性・社会性を育みます。

(2) 基本方針2

自ら学びに向かう教育を推進し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、自己の可能性を伸ばす力を育みます。

(3) 基本方針3

子供の学習意欲や教師の生きがいを高めるような、魅力的な教育環境づくりを進めます。

(4) 基本方針4

ICTを活用した教育を推進するとともに、大規模災害や感染症拡大の緊急時においても、子供たちが安全・安心に学べることを保障します。

(5) 基本方針5

世界とつながり、活躍できる人材を育成するため、国際交流を推進します。

(6) 基本方針6

学校や家庭・地域社会との連携をより一層深め、健全な幼児・児童・生徒の育成に努めます。

(7)基本方針7

市民のニーズに対応した生涯学習を推進します。

(8)基本方針8

ふるさとの魅力や伝統・文化に触れる機会を充実します。

(9)基本方針9

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。

3 施策の実施にあたっての視点

基本目標に基づく施策を効果的に展開していくためには、次の視点が必要だと考えます。

(1)学校、家庭、地域、行政の役割の自覚と連携・協働の強化

学校、家庭、地域、行政は、それぞれ果たすべき役割があります。それぞれがそれぞれの役割を果たすことで、市全体の教育機能が十分に発揮されます。4者がお互いに連携・協働しながら、基本理念の達成へ向けて前進していきます。

①学校の役割

学校は、全ての子供たちに社会で生きていく上で必要な「知・徳・体」を育む場であり、一人一人の発達段階や発達特性に応じた教育をバランスよく実践し、健やかな心身の育成を図る役割を担っています。

- ア) 子供たちの確かな学力と健やかな体を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の授業実践に努め、教職員の指導力や資質のさらなる向上を図ります。
- イ) いじめ・不登校、虐待、貧困などの早期発見、早期対応に取り組みます。
- ウ) 配慮を必要とする児童生徒への支援や教育環境の整備に取り組みます。
- エ) 多様な体験活動を通して、心の育成を重視し、善惡の判断力や望ましい社会性を育む教育を進めます。
- オ) 家庭や地域と連携した「地域とともにある学校」(コミュニティ・スクール)を目指し、地域や各校の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めます。

②家庭の役割

家庭は、子供が社会生活を生きる力を身に付ける大切な場です。また、教育基本法にも明文化されているように、教育の第一義的な責任を有するのは保護者であり、子供たちをあたたかな心とやさしい笑顔で、社会生活の基本を教える責務があります。

- ア) 子供が協調性や自己肯定感、道徳心といった非認知能力を身に付けられるよう、子供にとって愛情に満ちたあたたかな家庭をつくりましょう。
- イ) 子供の成長にとって望ましい食生活に努めましょう。
- ウ) 子供とともに世の中の動きに関心をもち、様々な時事問題について、話し合う機会をつくりましょう。
- エ) 子供と一緒に地域の行事やボランティア活動などに参加しましょう。
- オ) 子供が通学する学校のコミュニティ・スクールとしての取組に関心をもち、積極的に参画・協働しましょう。

③地域の役割

地域は、子供たちが社会の一員としての自覚をもち、社会に貢献しようとする心を育む場です。そのため、地域全体で子供たちを守り育てるという意識をもち、家庭教育や学校教育を支援していくことが望まれます。また、大人にとっても地域は学びの場であり、一人一人の学習成果が地域の市民活動として還元される仕組みづくりが望されます。

- ア) 自然や伝統文化・芸術に触れ、多様な体験ができる機会をつくりましょう。
- イ) 地域の様々な役割や経験をもつ人々と交流する機会を設けましょう。
- ウ) ボランティア活動などを通して個性を発揮できる機会をつくりましょう。
- エ) コミュニティ・スクールに対する理解を深め、学校の様々な教育活動に参画したり、学校を支援する活動に加わったりするなど、学校との連携・協働に努め、地域の一体感を強めましょう。

④行政の役割

行政は、学校や家庭、地域がもつそれぞれの教育機能を十分に発揮できるよう、教育予算を確保し、様々な支援を計画的に進めていく責務があります。

- ア) 各種事業の実施に合わせて、必要な予算の確保に努めます。
- イ) 国や県の教育関係の動向を常に注視し、今必要な政策と数年後に必要な政策を的確に見極めて、計画的に予算を組み、適切な教育行政を執行します。

(2)質の高い教育を実現するための人材や財源の効果的な投入

教育は、市民一人一人の社会参加の基礎を育み、社会全体の活力を生み出す原動力です。年齢・性別・障がいの有無に関係なく、一人一人が自らの資質・能力を高め、発揮できる教育の環境づくりが重要です。教育は未来への投資です。人材や財源を効果的に投入し、全ての市民の学習機会を保障する教育の実現に努めます。

(3)安全・安心を保障する教育施設の管理

学校教育施設は、児童生徒の学習と生活の場であることから、安全な学校生活を送りながら、安心して勉学に集中することができるよう、適切に環境を整備し、瑕疵のない安全・安心な状態にする必要があります。計画的かつ効率的に改修や維持管理を行い、学校教育施設の長寿命化を図ります。

また、市民が生涯にわたって学習やスポーツ活動を行う場である生涯学習施設・体育施設についても、必要な改修を実施するとともに、適切な維持管理を行います。

第3章 基本方針の展開

1 基本方針の体系

基本理念を実現するための9つの基本方針を達成するため、各教育分野の諸施策を体系的、総合的に推進します。

【基本方針1】

人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、いのちを尊び、心身ともにたくましく、心豊かに生きる道徳性・社会性を育みます。



- ①命を尊び、健康増進や体力向上、安全への意識を高める教育の推進
- ②自らの生き方を考え、主体的に進路を選択するキャリア教育の推進
- ③健全な食生活を実践できる食育の推進
- ④いじめ・不登校や虐待の問題への体制強化と心の教育の推進

【基本方針2】

自ら学びに向かう教育を推進し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、自己の可能性を伸ばす力を育みます。



- ①一人一人のニーズに応じた教育支援体制の整備と指導の充実
- ②発達や特性、学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育園・こども園、小中学校間の連携推進
- ③精神の安定を図り、読書習慣の定着のための「朝の読書」と「読み聞かせ活動」の推進
- ④子供たちが安全・安心に学べる環境や体制の整備

【基本方針3】

子供の学習意欲や教師の生きがいを高めるような、魅力的な教育環境づくりを進めます。



- ①学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成と特色ある学校づくりの推進
- ②安全で栄養バランスを考えた学校給食の提供
- ③教職員の力量向上を目的とした現職教育研修の充実
- ④教職員の働き方改革の推進
- ⑤幼児一人一人の特性を踏まえた幼稚園づくり・幼稚園教育の充実
- ⑥学校教育施設の適切な改修と維持管理

【基本方針 4】

ICT を活用した教育を推進するとともに、大規模災害や感染症拡大の緊急時においても、子どもたちが安全・安心に学べることを保障します。



①ICT を活用した「主体的・対話的で深い学び」の授業実践

②災害や感染症拡大時などの緊急時における ICT 活用に向けた取組

【基本方針 5】

世界とつながり、活躍できる人材を育成するため、国際交流を推進します。



①児童生徒国際交流事業の推進

②外国人英語講師招致事業の推進

【基本方針 6】

学校や家庭・地域社会との連携をより一層深め、健全な幼児・児童・生徒の育成に努めます。



①コミュニティ・スクールの推進

②学校評価の充実による保護者や地域の声を生かした学校経営の推進

③地域部活動の推進

【基本方針 7】

市民のニーズに対応した生涯学習を推進します。



①子どもたちへの様々な体験の場の提供

②家庭教育を推進するための各種講座の開催

③自主性を重んじる「二十歳のつどい」の開催

④高齢者を対象とした生涯学習講座の開催

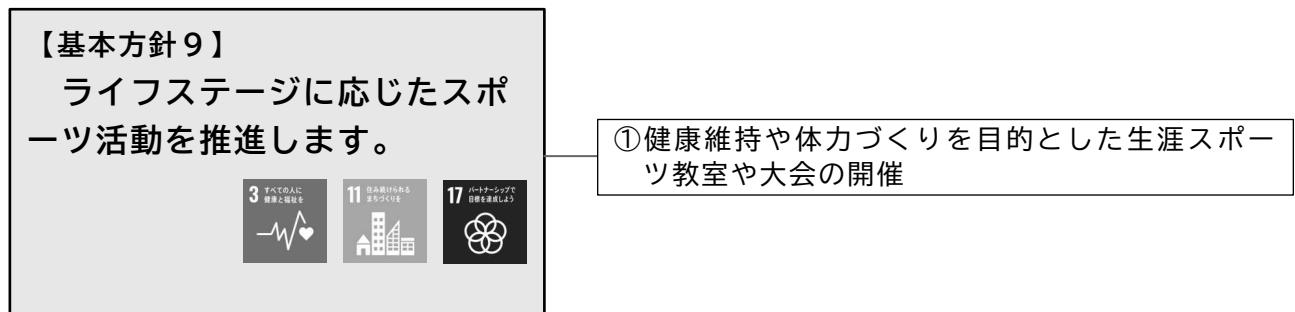
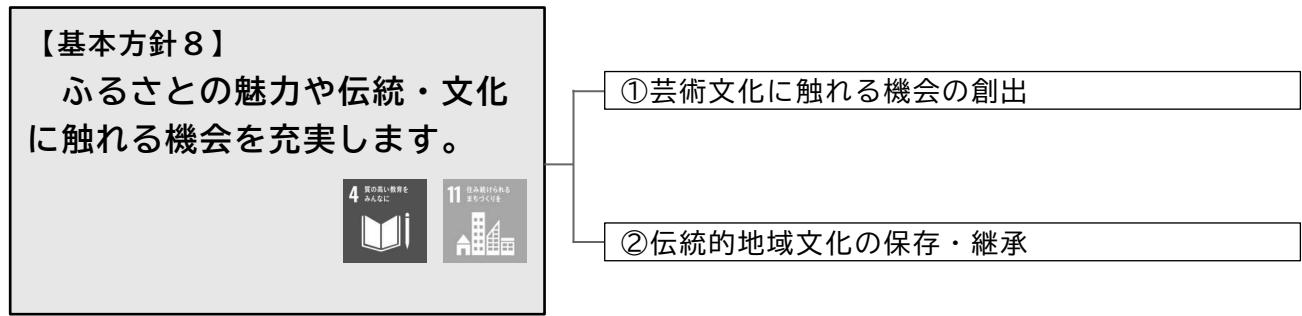
⑤社会教育団体や社会体育団体への支援と指導者・ボランティアの育成

⑥公民館を拠点とした学習機会や交流活動の推進

⑦読書活動や郷土の情報発信、学びのサポートの推進と図書館サポーターの活動促進

⑧インターネットや SNS を活用した学習情報の提供

⑨市民の多様なニーズに対応できる施設の管理運営と利用促進



※SDGs（持続可能な開発目標）の17ゴール

近年の複雑化・多様化する課題に対応していくため、第2次常滑市教育大綱では、それぞれの目標や課題を明確にするため、基本方針ごとに特に関連が深いと思われるゴールを明記しています。



2 基本方針の取組

基本方針 1

人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、いのちを尊び、心身ともにたくましく、心豊かに生きる道徳性・社会性を育みます。

①命を尊び、健康増進や体力向上、安全への意識を高める教育の推進

ア 教育活動全体を通じた道徳教育の充実

児童生徒がよりよく生きるために基盤となる道徳性を養うため、道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うものと位置付け、道徳科の授業だけでなく、他の教科の内容にも関連付けて計画的に指導し、全教職員が協力して道徳教育を展開する体制を確立します。

イ 体力テストの実施とその結果を活用した取組の充実

児童生徒の体力向上のため、各学校で全学年の児童生徒を対象にした体力テストを実施し、市全体の結果を分析して、傾向と今後の方策について各学校に周知します。また、各学校においても、自校の結果を分析し、その実態を把握するとともに、課題解決のための職員研修の実施や、とこなめ体力向上プロジェクトへの参加等、児童生徒の体力向上に向けた取組の充実を図ります。

ウ 音楽家派遣事業の実施

児童生徒の音楽に対する興味を高め、豊かな情操を培うことを目的に、市内で音楽活動を行っている人を講師として各学校に招き、児童生徒への音楽指導を行ったり、講師とともに演奏会を開催したりします。

エ 交通安全教室の実施

子供たちに自らの命を守る方法を身に付けさせることを目的に、各学校・各園で、警察や子どもを守る会の協力のもと、計画的に交通安全教室を開催します。また、講義形式の教室だけでなく、自転車訓練や自身の通学路についての安全マップづくり等、参加型の交通安全教室の充実に努めます。



【通学路の安全マップづくり】

②自らの生き方を考え、主体的に進路を選択するキャリア教育の推進

ア 進路指導の充実

生徒が自らの将来を見据え、適切な進路選択ができるように、各中学校において、3年間の学校生活を踏まえた指導計画を作成し、その計画に基づいた効果的な指導に努めます。

イ キャリア教育の推進

キャリア教育の一環として、県の委託事業であるキャリア・スクールプロジェクトを全中学校で実施し、様々な職種の方を講師として招いて体験講話を実施したり、市内各事業所に赴いて職場体験を実施したりすることで、自分の将来の生き方を考えさせるとともに、働くことの意義を学び、将来の社会の担い手としての意識向上を図ります。

③健全な食生活を実践できる食育の推進

ア 食に関する指導

食育スローガンに基づき、食の大切さや食への感謝の気持ちを育て、給食の食べ残しがゼロを目指します。「苦手なものでも一口食べよう」などのテーマで栄養教諭や学校栄養職員が給食指導を行い、児童生徒が正しい食生活とバランスの良い食事について理解し、望ましい食習慣が身に付くよう指導します。

イ 親子料理教室の開催

食についての関心を高めることと家庭における食生活の向上を目的として、児童とその保護者を対象とする親子料理教室を開催します。



【親子料理教室】

ウ 給食を活用した食育の推進（詳細はP38の重点取組へ）

学校給食に地場産物を使用するなど、地域の産物への理解を深め、地域に伝わる食文化や食の加工技術に触れる機会を設けることにより、児童生徒がより豊かな食生活を営もうとする意欲を高めます。とくに、「愛知を食べる学校給食の日」には、市長、市議会議員、教育委員会関係者が学校



【食育の推進】

を訪問し、児童生徒と一緒に給食を食べ、地場産物や郷土料理などについて懇談する取組も行います。

また、地場産物の使用以外でも、学校給食における様々な体験の機会を設けることにより、食に関する理解の向上を図ります。

エ 園児への食育の推進

園児に食育への興味をもってもらうため、野菜の栽培、食事のマナー、地域に關係の深い食べ物等の情報を積極的に保育の内容に取り入れます。また、栄養士による食育に関する園児向けの話を通して、食べ物の大切さや栄養についての興味・関心を高めます。

④いじめ・不登校や虐待の問題への体制強化と心の教育の推進

ア スクールカウンセラーの配置

いじめ・不登校や虐待の問題を解決するための取組の一環として、各学校におけるカウンセリングの機能を充実させるため、市内小学校を中心に臨床心理士等の資格をもったスクールカウンセラーによる巡回を行い、不登校や不登校傾向の児童生徒のほか、指導する教職員又は保護者へのカウンセリングを行います。また、中学校や児童数の多い小学校には、愛知県教育委員会から派遣されたスクールカウンセラーを配置し、教職員と密接に連携し、情報交換を図りながら、いじめ・不登校や虐待等の児童生徒の心の問題解決に努めます。

イ スクールソーシャルワーカーの配置

児童生徒の問題行動の状況や背景には、心の問題とともに学校生活以外での生活環境などにおいて生じている問題が複雑に絡み合っています。そこで、教育分野の知識に加え、社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携しつつ、時には児童生徒の家庭にも関わりをもち、その環境を整えることで、問題の解決に努めます。

ウ 適応指導教室による支援

不登校及び不登校傾向にある児童生徒が社会生活に適応して学校生活を送ることができるようにするため、適応指導教室（スペースばる～ん）を設置し、指導員が不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対して、学校復帰に向けた支援を行います。

エ　いじめ防止対策の推進

いじめは、受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、時にはその生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。そこで、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ問題への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進していくため、

「常滑市いじめ問題対策連絡協議会」を実施し、いじめの防止等に関係する機関や団体との連携を図るとともに、保護者向けのリーフレットを作成・配付し、いじめの防止・早期発見について家庭への啓発を行います。また、学識経験者や弁護士、医師、臨床心理士などから構成される「常滑市いじめ問題専門委員会」を年2回開催し、予防や早期発見を狙った市の取組が、より実効性のあるものになるよう推進を図っていきます。

基本方針2

自ら学びに向かう教育を推進し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、自己の可能性を伸ばす力を育みます。

①一人一人のニーズに応じた教育支援体制の整備と指導の充実

ア 特別支援教育の推進

「一人一人を徹底的に大切にする教育」を念頭に置き、子供のもつ特性やよさを大切にしながら、寄り添った教育を進めていくため、「特別支援連携協議会」により、特別支援教育における各学校と関係機関との連携を図ります。

また、特別支援教育相談員が、各学校への巡回を通じて、教職員に特別支援教育に関する助言を行い、指導力向上を図ります。

イ 学校生活支援員の配置

小中学校の通常の学級及び特別支援学級在籍の児童生徒の中で、さらに個別の対応を必要とする児童生徒に学校生活や学習上の個別の支援をするため、各学校に学校生活支援員を配置します。

ウ 幼稚園・保育園・こども園から引き継いだサポートノート「しとねる」の活用

個別の支援が必要な児童が、小学校に入学してからも、自身のペースで学び、成長ができるように、それぞれが通っていた幼稚園・保育園・こども園からサポートノート「しとねる」を確実に引き継ぎます。小学校では、それを活用して全教職員の共通理解を図りながら、特別支援教育相談員やスクールカウンセラー等の専門家と連携して指導・支援を進めます。また、個別の支援が必要な児童一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な支援ができるよう、発達検査や通級による指導に関する研修会等を各学校で実施し、教職員の力量向上を図ります。

②発達や特性、学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育園・こども園、小中学校との連携推進

ア 就学に関する情報交換

各小学校と教育委員会が、就学前の園児の発達状況や生活状況を把握し、就学後すぐに効果的な指導ができるようにするため、教職員による情報交換を行うとともに、必要に応じて学校生活の様子を観察し、指導に生かします。また、「教育支援委員会作業部会」を北地区と南地区に分けて開催し、情報交換及び子供一人一人の支援の在り方についてより丁寧に検討していきます。

イ 積極的な授業公開

児童生徒の保護者に日頃の学校生活の様子を公開し、そこから得た評価や意見を参考にして、学校運営の改善につなげていくため、学校公開日を各学校で年数回設定します。

③精神の安定を図り、読書習慣の定着のための「朝の読書」と「読み聞かせ活動」の推進

ア 「朝の読書」の推進

児童生徒がその日の始まりとして相応しい精神の安定を図ること、また、児童生徒に読書の習慣を定着させることを目的に、全ての小中学校において、朝の活動の一つとして「朝の読書」を実施します。



【学校における朝の読書】

イ 「読み聞かせ活動」の推進

本を読むことの楽しさを知ってもらうことを目的に、PTA や地域有志、サークル団体等外部の協力も得ながら、全ての小学校で「読み聞かせ」活動に積極的に取り組みます。また、高学年児童から低学年児童への読み聞かせについても、全ての小学校で実施します。



【低学年児童への読み聞かせ】

④子供たちが安全・安心に学べる環境や体制の整備

ア 通学路安全推進会議の開催

通学における児童生徒の安全を確保するため、各学校から報告された通学路における危険箇所について、教職員やPTA をはじめ、子どもを守る会、市土木課、道路管理者、警察などで構成された通学路安全推進会議を開催し、情報共有とともに安全対策を講じていきます。

イ 避難訓練の実施

児童生徒の自主的な判断による避難行動や、自分で自分の命を守ろうとする意識を高めることを目的に、各学校で火災・風水害・地震の避難訓練を実施します。

ウ 幼児とその保護者への安全指導

幼児とその保護者の交通安全への意識向上を目的に、警察、子どもを守る会、交通指導員、保護者の協力を受けながら、計画的に交通安全訓練を実施します。また、火災、地震、津波などの災害発生時に、できるだけ様々な状況を想定して的確な判断や行動がとれるようにするため、避難訓練や保護者への引渡し訓練などを計画的に実施します。



【交通安全訓練】



【災害発生時の避難訓練】

基本方針3

子供の学習意欲や教師の生きがいを高めるような、魅力的な教育環境づくりを進めます。

①学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成と特色ある学校づくりの推進

ア 学校訪問の実施

教育委員、教育長、指導主事が、各学校へ年1回視察に赴き、学校経営、教育課程、校内研究、学習指導、児童生徒指導、施設・衛生管理等への指導・助言を行います。そして、各学校の抱える諸問題を把握し、学校との信頼関係と連携の強化を図ります。

イ 学校巡回の実施

各学期に1回ずつ、教育長、指導主事、その他教育委員会職員が、教職員の授業への取組の様子や学習環境を確認したり、気になる児童生徒の状況報告を受けたりすることで、学校が抱える様々な問題を把握し、教育委員会と学校が課題解決に向けて連携を図ります。

ウ 校長会議等での指導と情報交換

教育委員会と各学校で連携を図り、効果的な学校運営につなげるため、校長会議をはじめとする各種会議へ教育委員会の各担当職員が参加し、各学校と情報交換を行います。また、国・県が配布する教育関連の資料を共有することで、紹介や現在問われている教育課題等について共通理解を図ります。各学校はそれぞれの課題を明らかにした上で、その方策を職員間で協議・実践します。

エ 各研究部会による研究推進

教職員一人一人が他の教職員と連携しながら授業研究を進め、より効果的な指導力向上を図ることができるよう、国語や社会などの教科や、生徒指導や進路指導などの分野ごとに研究部会を設置します。全教職員が各研究部会のいずれかに所属し、各部の目標達成に向けた授業研究会の実施や、研究発表会へ積極的に参加することで、教職員としてのスキルアップに努めます。

オ 知能・学力検査等の実施と結果の活用

各学校が児童生徒の特徴や傾向を把握するため、年度当初に知能検査及び学力検査を実施します。また、小学校6年生と中学校3年生は、全国学力・学習状況調査

も実施し、それらの結果を分析することで、日々の授業や教育課程の編成に役立てます。

カ 大学生ボランティアの受け入れと活用

将来、教職員を目指す大学生を積極的に受け入れ、ボランティアとして各学校で活動してもらうことで、将来の教職員育成に貢献します。また、授業や運動会等の行事やその他学校生活の中で児童生徒とともに活動してもらうことで、一人一人の児童生徒にきめ細やかな支援を行い、活動の充実を図ります。

②安全で栄養バランスを考えた給食の提供

ア 新給食センターの整備

食の安全・安心に対する社会的な要請は、食中毒や衛生管理上の問題に加え、近年の食物アレルギー反応による重大事故の発生を契機として一段と高まっています。その一方で、本市の南北の学校給食共同調理場は老朽化が進み、抜本的な対策を講じる必要性が高まっています。将来にわたって安全・安心な給食を提供していくため、新たな給食センターを整備し、令和6年9月の開業を目指します。

イ 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーのある子供たちに対して、家庭と学校と共に理解を図りながら、一人一人の状態に合わせた対応を進めるため、給食に使用する材料表及び食品の成分表を希望する保護者に配付します。また、牛乳については代替でお茶を提供します。

なお、新給食センターにおいては、食物アレルギー対応食を提供するため、専用の調理室を整備します。

ウ 献立委員会の開催

子供たちの健康増進及び体位向上のため、栄養バランスの充実と嗜好にあった給食づくりを検討する場として、年6回隔月で、小中学校及び幼保こども園の献立委員会を開催します。委員会では、献立内容について、小中学校の給食主任、幼保こども園の給食担当者、保護者代表者等と意見交換を行います。

エ 栄養教諭、学校栄養職員等の資質向上を図る研修参加

子供たちの心身の健全な発達に資する給食において、栄養管理、衛生管理や食物アレルギー対応等の充実を図るため、栄養教諭、学校栄養職員等を対象とした研修会へ積極的に参加します。

オ 衛生管理研修会への参加

安全・安心な学校給食実施のため、衛生管理を徹底するとともに、給食従事者の衛生意識向上を図るための研修会に参加します。

カ 給食の品質確保

栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するため、物価高騰をはじめとする様々な要因に適切に対応し、給食の品質確保に努めます。

また、給食費の値上げについては、物価の動向や近隣市町の状況等を情報収集しつつ、保護者の負担についても十分に配慮しながら、慎重に検討します。

③教職員の力量向上を目的とした現職教育研修の充実

教職員としての力量向上のため、学習指導法や指導技術の研修を実施するとともに、各学校においては、学校訪問時の授業研究を軸に、各学校で設定した現職教育のテーマに沿って教職員が実践研究を進めます。

また、特別支援教育に関する理解と指導力向上を図るため、毎年度、教職員を対象に「とこなめ教師力アップ研修」を実施します。

④教職員の働き方改革の推進

市内小中学校で勤務する教職員が子供たちと丁寧に関わり、質の高い授業や個々の指導が行えるように、また、ワークライフバランスの推進によって教職員一人一人が働きがいを感じることができるように、より一層の働き方改革を推進し、働きやすい環境づくりを目指します。

毎月の在校等時間調査によって勤務実態の把握に努め、在校等時間が月100時間を超える、複数月平均で80時間を超えたりする教職員に対しては、産業医との面接による指導・助言を行い、教職員の健康の維持増進に配慮していきます。

⑤幼児一人一人の特性を踏まえた幼稚園づくり・幼稚園教育の充実

ア 特別な支援を必要とする幼児への対応

一人一人の特性を踏まえた幼稚園教育を進めるため、入園前に特別な支援を必要とする幼児を把握し、保護者と面談したり、関係機関からの情報提供を受けたりしながら、その幼児にとって適切な幼稚園の環境づくりに配慮します。また、小学校への就学前には、保護者と就学に向けての話し合いの場を増やし、特別支援教育相談員や臨床心理士による巡回指導を受けながら、保護者とともに適切な進路を考えていきます。

幼稚園教諭が幼児の特性を踏まえて教育を進めることができるように、幼児の発達に応じた関わり方や、幼児期に育てたい力について学べるような研修の充実を図ります。

イ サポートノート「しとねる」の活用

幼児の発達の特性を捉え、課題に即した指導を保護者と連携しながら適切に行うため、サポートノート「しとねる」を活用します。活用にあたっては、サポートノート「しとねる」を保護者とよく話し合いながら作成し、進級・就学時の環境が変化した時に適切な対応ができるように、内容の充実や小学校との連携に努めています。また、公立の幼保育園だけでなく、必要に応じて、私立のこども園や幼稚園に入所する園児の保護者にもサポートノート「しとねる」に関して、活用の拡充を図ります。

ウ 児童発達支援センターとの連携

児童発達支援センターに通う幼児が、次のステップとして幼保育園・こども園への入園がスムーズに行えるように、幼稚園・保育園・こども園との交流保育による入園体験や園外療育を通じて、入園希望者の受け入れに向けて準備を進めます。また、児童発達支援事業所「とこころ園」との連携にも努めます。

⑥学校教育施設の適切な改修と維持管理

児童生徒が安全に学校生活を送り、安心して勉学に集中することができるよう、計画的かつ効率的に、学校教育施設の改修や維持管理を行い、適切な環境整備を図ります。

基本方針4

ICTを活用した教育を推進するとともに、大規模災害や感染症拡大の緊急時においても、子どもたちが安全・安心に学べることを保障します。

①ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の授業実践

ア 「GIGAスクール構想」の実現に向けた取組

本市では、国が進める「GIGAスクール構想」に基づき、令和2年度に児童生徒1人1台のタブレット端末整備と校内の高速大容量の通信ネットワーク環境整備を行いました。令和3年度には、1人1台タブレット端末を積極的に活用できるよう授業支援、校務支援及び校内研修等の日常的な支援を行うICT支援員を国が示す計画に準じて13校に3人配置しました。今後も、「GIGAスクール構想」の実現に向けた取組を進めています。

イ ICT機器の導入及び情報教育研究の推進

GIGAスクール構想の実現に向けた取組に伴い、校内のICT環境整備の方針を大きく変更し、小学校のコンピュータ室におけるタブレット端末の配備は廃止するとともに、新たに配備した1人1台タブレット端末をより一層授業等で活用できるよう大型提示装置（電子黒板又は大型ディスプレイ）を全普通教室に配備しました。

また、プログラミング教育を推進し、論理的な思考力の育成につなげていくとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に向けて積極的な活用を進めています。



【1人1台整備されたタブレット端末】



【タブレット端末を活用した授業】

ウ 校務の ICT 化

これまで校務の効率化のため、教職員に 1 人 1 台のパソコンを配備し、校務支援に関するソフトウェアとともに適時更新してきました。

また、教職員の働き方改革の一環として、客観的な出退校時間の管理を行うために、校務支援システム内の出退校管理システムを活用したり、利便性を向上させるために、地域・保護者へのメール配信システムをスマートフォンアプリ形式のものに一新したりしてきました。

今後も引き続き、ICT を積極的に活用することによって、校務の改善を図っていきます。

エ 情報モラル教育の推進

学校生活での ICT の活用がより普及したことに伴い、児童生徒にネットモラルを学習させるため、「情報モラル」のパッケージ教材を小学校に配付し活用を図っており、これによって教職員の負担を軽減しつつ、横断的・系統的で効果的な情報モラル教育を展開できています。

今後は、情報モラル教育のさらなる推進を教育計画上に明文化し、警察等関係機関との協力体制を進め、情報モラル教材を使用した授業事例の収集を行うなど、情報モラル教育の充実を図ります。

②災害や感染症拡大などにおける ICT の活用に向けた取組

ア タブレット端末を活用した学びの保障の推進 新規

災害や新型コロナウイルス等の感染症の影響、その他不登校など、何らかの事情により、学校への登校ができなくなった児童生徒に対して学びを保障するため、各学校と連携しながら、タブレット端末を各家庭へ持ち帰り、オンラインによる授業配信やオンラインでの学習ができるような体制を整備していきます。

イ 緊急情報配信システムの整備と学校安全緊急情報共有化広域ネットワークの整備

各学校において、保護者の携帯電話やパソコンに緊急時における情報配信を行うため、システム環境（外部サーバー型）を活用し、教育委員会を中心とした情報伝達のネットワーク構築の充実に努めます。

基本方針5

世界とつながり、活躍できる人材を育成するため、国際交流を推進します。

①児童生徒国際交流事業の推進

市内の児童生徒に国際交流を体験する機会を与えるため、常滑市内児童生徒国際交流推進協議会（TSIE）をはじめとした国際交流支援団体と連携しながら、国際交流活動を推進します。特にコロナ禍の影響により、海外派遣や海外の子供たちの受け入れによる交流が困難となった状況の中で、アフターコロナにおける国際交流の在り方を検討し、児童生徒を対象にした新たな取組を模索していきます。

②外国人英語講師招致事業の推進

国際理解や英語の能力向上を図るために、派遣する ALT(外国語指導助手)の時間数の確保及び JET プログラムを活用した外国語指導助手の任用をしていくとともに、担任の教職員が自信をもって授業ができるよう研修の機会を増やします。



【外国語指導助手の授業】

※JET プログラム…語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略。

外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業のこと。

基本方針 6

学校や家庭・地域社会との連携をより一層深め、健全な幼児・児童・生徒の育成に努めます。

①コミュニティ・スクールの推進

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の人々がともに熟議し（知恵を出し合い）、協働しながら「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みのことです。本市においては、学校・家庭・地域・行政が連携・協働体制を構築し、学校運営と地域活動を組織的かつ持続的に推進していくため、令和4年度から市内小中学校にコミュニティ・スクールを導入しており、それぞれの地域で特色ある学校づくりや課題解決に向けた取組が行われる体制を目指します。



【コミュニティ・スクール研修会】



【地域との協働による安全支援】



【地域との協働による環境整備】



【地域との協働による学習支援】

②学校評価の充実による保護者や地域の声を生かした学校経営の推進

ア 学校評価の実施

各学校における学校運営について、その学校に通う児童生徒の保護者をはじめとした地域住民の声を聞き、それらの声を反映させることを目的に、各学校において自己評価や学校関係者による評価を実施します。また、その結果を保護者や地域に公表するとともに、今後の学校運営の改善計画に役立てます。

イ 児童生徒に関する関連会議への参加

児童生徒に関して、関係機関との情報共有や、学校がもつ児童生徒に関する情報を必要に応じて提供するため、指導主事をはじめ各学校の教職員が、市内の関係課や外部の関係機関が主催する会議へ積極的に参加し、連携を図ります。

ウ 地域未来塾の実施（詳細は P36 の重点取組へ）

学習が遅れがちだが、それを克服したいという意欲のある中学生等を支援するため、「地域未来塾」を長期休業中に開講し、教職員を希望する大学生や元教職員等が特定の教科を教えます。また、中学校の定期テスト準備期間中には、市役所の会議室を自主学習室として開放し、自主学習への支援を進めます。

エ 幼稚園における地域交流の推進

家庭や地域とともに健やかな幼児を育てていくため、老人クラブとの交流会や、ボランティアによる絵本の読み聞かせを実施する等、交流機会を設け、地域に開かれた幼稚園づくりに努めます。

③地域部活動の推進

ア 中学校部活動指導員派遣事業

中学校部活動において、スポーツ活動及び文化活動を通じて生徒の健全育成を図るため、部活動の指導者不足を補い、生徒がより充実した部活動ができるよう、指導員の新規発掘や養成に努め、地域の指導者を中学校部活動へ派遣します。

イ 地域部活動への移行 新規（詳細は P37 の重点取組へ）

令和4年4月にスポーツ庁より「公立中学校等の休日の部活動の段階的な地域移行を目指す提言案」、また、令和4年8月には文化庁より「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」が公表されたことに伴い、令和7年度までを目途とした段階的な地域移行を目指します。

基本方針 7

市民のニーズに対応した生涯学習を推進します。

①子供たちへの様々な体験の場の提供

ア 子ども文化教室の開催

様々な体験を通して子供たちが心豊かに生きる力をはぐくむことができるよう、学年ごとに興味関心のある内容の文化活動を設定して教室を開催します。常滑市や地域の良さに気づき学ぶ機会を増やします。



【子ども文化教室「ローズウインドウづくり」】

イ 青少年体験活動支援センター事業の推進

青少年の豊かな人間性をはぐくみ、学校内外を問わず青少年による奉仕活動及び体験活動の機会の充実を図るため、常滑市青少年活動支援センターを設置しています。

- ・わくわく体験教室
- ・夏休みボランティア体験スクール
- ・ボランティア・職場体験の斡旋
- ・ボランティア講師紹介



【わくわく体験教室「スノードームづくり」】

②家庭教育を推進するための各種講座の開催

ア 幼児期家庭教育講座の開催

核家族化や少子化、地域的なつながりの希薄化を背景とした家庭の教育力の低下を防ぐため、未就園児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせや工作等をして、子育て中の親同士の交流を図り、子育てに対する喜びや悩みを共有する場を提供します。

イ 家庭教育学級（幼児期）・セミナー（小中学生）の開催

子供たちが健やかで、豊かな人間性や自制心、自立心をはぐくむ家庭教育の在り方を学ぶことを目的とし、幼児期や思春期の子供を持った家族や家庭教育に関心のある人を対象に、それぞれの家庭で抱えている子育ての悩みや親の役割、よりよい家庭環境に関することなどをテーマとした講座を開催します。

③自主性を重んじる「二十歳のつどい」の開催

令和3年度までは新成人の前途を祝福するとともに、責任ある社会の一員としての自覚を持つてもらうために開催していた成人式を、成人年齢が18歳に引き下げられた令和4年度以降も開催年度に20歳を迎える人を対象に「二十歳のつどい」として実施します。

対象者の代表で組織する実行委員会が企画立案から当日の運営まで自主的に行うことで自発的な社会参加を促します。



【二十歳のつどい（前成人式）】

④高齢者を対象とした生涯学習講座の開催

高齢者の生活の質やモチベーション向上の原動力となり、生きがい・やりがいを得ることができるよう、学識を深めたり、芸術やスポーツ体験、趣味の幅を広げたりする生涯学習講座をシニア世代を対象として開催します。



【シニアスクール「フラメンコ教室」】

⑤社会教育団体や社会体育団体への支援と指導者・ボランティアの育成

ア 社会教育団体活動への補助

社会教育団体の活動が生涯学習を推進する上で果たす役割は大きく、生涯学習の成果が市全体に波及するよう、社会教育団体を支援し、自立及び連携を促進します。

- ・常滑市文化協会
- ・常滑市ボーイスカウト連絡協議会
- ・ガールスカウト常滑連絡会
- ・常滑市小中学校 PTA連絡協議会

イ 文化の日記念「文化振興事業」の開催

文化の振興及び向上を図るため、生涯学習活動及び文化活動の成果を展覧及び発表する団体に対し、市内公共施設の施設利用料の減免や賞状交付などの支援を行います。

ウ 常滑市体育協会活動への補助・協働

市民の体力向上と健康の増進を図るため、スポーツ振興を主たる目的とする常滑市体育協会の活動事業に対して支援します。

18 競技部、4 体育振興部（市内4中学校区に設置）及びスポーツ少年団（14団）の活動を側面支援し、市のスポーツ振興を図るための補助金を交付します。

エ 障がい者のスポーツ活動の取組

障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができる環境を整備するため、障がい者スポーツに関する事業に取り組みます。



【障がい者スポーツ「ボッチャ体験」】

⑥公民館を拠点とした学習機会や交流活動の推進

ア 公民館事業の推進

住民の教養の向上や健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進などに寄与することを目的とし、公民館を拠点として、住民自身による自主的な講座開催の支援や公民館の利用者等の講座参加を促進し、地域づくりや人づくりを行います。

- ・市民講座
- ・文化教室（おとな）
- ・ヤングハートカルチャースクール
- ・市民団体「生きがい工房まなとこ」事業
- ・公民館まつり
- ・公民館利用団体との協賛公開講座



【文化教室「庭づくり」】

⑦読書活動や郷土の情報発信、学びのサポートの推進と図書館サポーターの活動促進

ア 図書整備事業の推進

市民の読書活動を推進するため、市民の要望・要求に応えつつ、蔵書バランスを考慮した収書選択を行い、一般図書、児童図書のほか、青少年図書（ヤングアダルト）も引き続き収集し、CD タイトルの充実を図ります。

イ 園文庫図書整備事業の推進

園児に本に親しんでもらうことを目的とし、市内の市立幼・保育園 12 園を貸出基地とした園文庫の図書の充実を図ります。

ウ 幼保連携・学校連携事業の推進

園児や児童生徒の読書活動を推進するため、幼・保育園や小中学校と連携し、お話し会、ブックトーク、図書館見学、団体貸出を実施します。

エ 自主事業の推進

図書館の利用促進を図るため、あらゆる世代、利用者層を対象とした多様な取組を指定管理者の自主事業として実施します。

- ・図書館まつり
- ・あかちゃん向けおはなし会
- ・えほんかるた会
- ・大人の朗読会
- ・ぬいぐるみのお泊り会
- ・福袋

オ 図書館サポーターの活動促進

図書館を活性化し、市民に愛され親しまれる図書館を目指して活動する図書館サポーターの活動を促進します。



【天井飾りづくり（図書館サポーター事業）】

⑧インターネットや SNS を活用した学習情報の提供

いつでも、どこでも生涯学習情報を取得できる環境整備に努めます。

- ・生涯学習だより（生涯学習スポーツ課主催の講座・教室の紹介）
- ・広報とこなめ 生涯学習情報コーナー「まなとぴあ」 毎月掲載
- ・市ホームページでの情報提供 随時
- ・市公式フェイスブック等での情報提供 随時

⑨市民の多様なニーズに対応できる施設の管理運営と利用促進

ア 指定管理者による公の施設の管理運営

公の施設の管理については、指定管理者制度を導入し、多様化する市民のニーズに効率的・効果的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、サービスの向上と経費の削減等を図ります。

公民館（青海・中央・南陵）、市民文化会館、図書館、市体育館、温水プール



【市民文化会館】



【市体育館】

イ 生涯学習施設や体育施設の改修と維持管理

市民が生涯にわたって学習やスポーツ活動を行うことができるよう、計画的かつ効率的に、生涯学習施設や体育施設の改修や維持管理を行い、適切な環境整備を図ります。

ウ 生涯学習施設・文化施設の複合化検討

新規

令和3年度に図書館旧本館を閉館して分散移転を実施しました。「こども図書室」を含め当面はこの体制を維持しつつ、図書館、市民文化会館、中央公民館等の複合化に向けた在り方の検討を進めます。

基本方針8

ふるさとの魅力や伝統・文化に触れる機会を充実します。

①芸術文化に触れる機会の創出

ア 常滑市美術展の開催

美術を愛好する市民の創作活動の成果を発表する場や芸術作品の鑑賞の機会を創出し、美術振興と市民の芸術文化の向上を図ります。

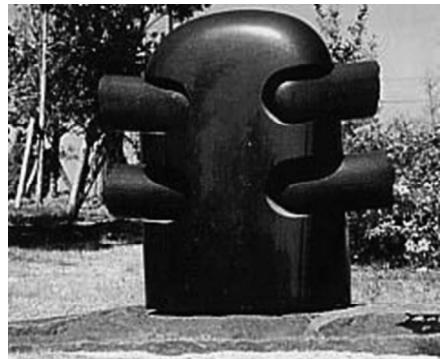


【常滑市美術展】

イ 収蔵美術品の公共施設への展示

常滑市は、1981年に美術品購入審議会を設置して以来、常滑ならではの特質を生かした郷土ゆかりの絵画、陶芸、彫刻など、各分野の優れた現代美術品を数多く収蔵しています。

優れた芸術作品を鑑賞することは、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を創造していくことに繋がることから、収蔵美術品を市民が身近に鑑賞できるよう公共施設に展示します。



【公共施設にある収蔵美術品】

②伝統的地域文化の保存・継承

ア ふるさとの歌・踊り講習会の開催

常滑市には、ふるさとの歌として、市制10周年を記念して常滑市の産業と観光を市内外にPRするため制作された「常滑音頭」と「常滑小唄」、市制40周年を記念して「ふるさと再発見そして21世紀の明日へ」をキャッチフレーズに制作した「この街が好きだから」の3曲があり、その普及と伝承のため毎年講習会を開催します。



【ふるさと歌・踊り講習会】

イ 市指定文化財の指定・認定

常滑市には、多くの指定文化財以外にも、本市の歴史と文化を理解するうえで重要な意味をもつ文化財があり、大切に守り未来へ確実に伝えていくため、隨時、市指定文化財として指定していきます。

ウ 文化財の保護・活用

常滑市にある貴重な財産の文化財を適切に保存し、次世代へ継承するため、積極的な公開・活用に努め、広く市民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようになります。

- ・文化財防火訓練の実施
- ・文化財保護審議会の開催
- ・日本六古窯「常滑焼」小学生学習事業
校外学習（とこなめ陶の森、INAXライズミュージアム、やきもの散歩道）茶碗作陶体験
- ・国の補助事業「地域文化財総合活用推進事業」を
活用した事業実施による地域活性化と次世代継承の推進



基本方針9

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。

①健康維持や体力づくりを目的とした生涯スポーツ教室や大会の開催

ア スポーツ教室・大会の開催

健康維持や体力づくりのため、生涯を通して、いつでも、どこでも、だれもが親しめる生涯スポーツの教室や大会等を開催します。

- ・エアロビクス教室
- ・市民スポーツフェア
- ・出前教室

健康寿命の延伸につながる取り組みを積極的に進めることとし、ウォーキング事業を促進します。

- ・歩こまいとこなめ
- ・やきもの散歩道ウォーキング
- ・ノルディックウォーキング教室

スポーツ振興の担い手づくりのため、関連団体に事業委託を行います。

- ・ママさんバレーボール大会
- ・父母ソフトボール大会
- ・タスポニー大会



【歩こまいとこなめ】



【ノルディックウォーキング教室】

イ 総合型地域スポーツクラブの運用

総合型地域スポーツクラブは、身近な地域でスポーツに親しむことができ、子供から高齢者まで、様々な種目をレベルに合わせて参加できる、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

常滑市では、市体育協会体育振興部を総合型地域スポーツクラブに位置付けており、4つの中学校区ごとに、地域住民のスポーツやレクリエーション活動を推進していくための事業を委託実施します。

3 重点取組

取組①

学びを保障するための学力補充対策の推進

【現状と課題】

誰一人として欠けることのなく学びを保障できる教育支援体制を目指し、その一環として経済的な理由や地理的な理由から、学びたくても学べない、苦手教科を克服したいという子供たちへの支援強化を図ります。

【今後の取組】

既存の国・県の補助事業である『地域未来塾事業』について、これまでの自習形式を原則とした事業内容を見直し、令和4年度には、中学生の苦手教科克服を目的とした授業形式の未来塾を試行的に開講しました。受講者にアンケートを実施したところ、一定の評価を得ることができたため、今後も児童生徒たちのニーズに合わせて、内容を精査して取り組んでいきます。



【夏休み中に数学克服クラスを開講】

取組②

運動・文化部活動の地域移行

【現状と課題】

これまで部活動は、教職員による献身的な努力と過度な負担のもとで成り立ってきました。

しかし、本来部活動は、必ずしも教職員が担う必要のない業務であり、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校と地域が協働・融合した形での持続可能な活動にするための環境整備が求められています。

【今後の取組】

- ・国の示した方向性を踏まえ、令和5年度から令和7年度までの3年間を目途に、休日の部活動を段階的に地域移行できるように、準備を進めていきます。
- ・現時点で考えられる受け皿としては、運動部ではスポーツ少年団をはじめとした地域スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ、文化部では市内で活動する文化芸術団体などが想定されますが、場合によっては、新たに教育委員会が受け皿を整備することも視野に入れていきます。
- ・今後、関係団体や指導者、学校等の意見を聞きながら、本市にとって最も適切な方法での地域移行を検討・推進していきます。



【運動部（サッカー）】



【文化部（吹奏楽）】

取組③

給食における様々な体験の機会の提供

【現状と課題】

給食に地場産物を使用するなど、地域の産物の理解を深め、地域に伝わる食文化や食の加工技術に触れる機会を設けるよう努めています。

子供の食に関する理解をより深めるため、給食を通じた様々な体験の機会を提供していく必要があります。

【今後の取組】

- ・地域の産物への理解を深める機会として、地場産物の使用を促進することで、子供がより身近に、実感を持って地域の食や食文化等について理解を深めること、食料の生産、流通に関わる人々に対する感謝の気持ちを育むことができるよう努めます。
- ・地域の食文化に触れる機会として、常滑焼の食器を用いた喫食を検討します。
- ・自然環境への負荷について考える機会として、自然環境に配慮した様々な食材の使用を検討します。

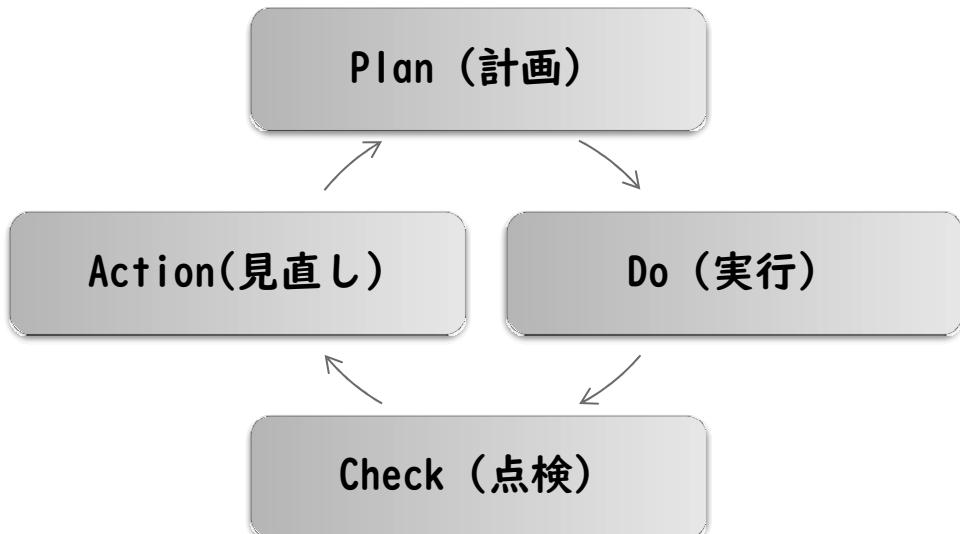


【地元のイチジクを使った鶏肉のイチジクソースかけ】

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の進行管理

常滑市教育振興計画の推進にあたっては、9つの基本方針に沿ったそれぞれの取組について、年度毎に現状と課題を明らかにした上で点検及び評価を行い、その結果を次年度の取組に反映していく様に、PDCAサイクルの考え方に基づいた運用を行っていきます。



2 関係部署や関係機関との連携

教育に関する全ての施策は、教育委員会単独では実施できません。福祉部をはじめとした他の部署や外部の関係機関との横のつながりによる連携があって、はじめて可能なものです。関係部署・機関との連携を強化していくとともに、それぞれの施策に応じて適切な調整を行いながら、計画の推進に努めます。

3 最新の教育関連情報及び市民のニーズの収集と活用

国や県が発信した最新情報を収集し、市民に発信するとともに、急速に変化する社会情勢の中で生活している市民のニーズや声に耳を傾け、市民協働による効果的な教育行政を推進します。